

専決処分した事件の承認について

【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

## 1. 概要

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る医療給付費分限度額及び法定軽減に係る軽減判定所得額を引き上げるほか、令和8年度から新たに賦課する子ども・子育て支援納付金の課税額の設定を行うため、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正した。

## 2. 主な改正点

改正条項	改正条項の規定内容	改正内容	施行日
第2条	課税額	子ども・子育て支援納付金課税額の新設  課税限度額の引上げ ・医療給付費分課税限度額「66万円」を「67万円」に改正（第2項）  ・子ども・子育て支援納付金分課税限度額「3万円」を追加（第5項）	令和8年 4月1日
第9条の4～ 第9条の7	子ども・子育て支援納付金課税額	子ども・子育て支援納付金課税額の設定 ・所得割率 0.28%、均等割額 1,247円、18歳以上均等割額 45円、平等割額 772円	令和8年 4月1日
第23条	国民健康保険税の減額	減額措置に子ども・子育て支援納付金課税額を追加  ・減額措置に係る軽減判定所得の算定に用いる医療給付費分課税限度額「66万円」を「67万円」に改正（第1項） ・子ども・子育て支援納付金課税限度額「3万円」を追加（第1項）  ・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額「30万5,000円」を「31万円」に改正（第1項第2号）  ・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額「56万円」を「57万円」に改正（第1項第3号） ・子ども・子育て支援納付金課税額の18歳未満被保険者に賦課する均等割額を減額（第4項）	令和8年 4月1日